

報告第一号

令和二年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和二年六月二十九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第326号

令和2年6月11日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和2年6月9日付け財第182号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

財 第 1 8 2 号

令和 2 年 6 月 9 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

2 議案提出県議会

令和 2 年第 2 回定例会

第七十六号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和二年六月十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五二二人」を「三、四六三人」に改め、同項第二号中「七、
〇五六人」を「七、〇六三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県
費負担教職員定数条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動等により、県立学校職員の定数を減
少し、及び市町村立学校県費負担教職員の定数を増加する必要があるので提出する。

第76号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

教育人事課

1 改正の内容

令和2年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第1号(県立学校職員)	第2号(市町村立学校県費負担教職員)
改正後	3,463人	7,063人
改正前	3,512人	7,056人
増減	△49人	7人

2 増減の内訳

(1) 県立学校関係

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,321人	1,116人	26人	3,463人
改正前	2,351人	1,134人	27人	3,512人
増減	△30人	△18人	△1人	△49人

(2) 市町村立学校関係

	小学校	中学校	計
改正後	4,507人	2,556人	7,063人
改正前	4,495人	2,561人	7,056人
増減	12人	△5人	7人

【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

(1) 県立学校関係

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
R 2	23,160人	1,398人	353人	1,751人
R 元	23,800人	1,392人	356人	1,748人
増減	△640人	6人	△3人	3人

※高等学校は収容定員を記載している。

(2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
R 2	57,687人	28,470人	86,157人
R 元	58,362人	28,301人	86,663人
増減	△675人	169人	△506人